

## 第四次環境基本計画の点検の進め方について (生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組)

### 1. 環境基本計画の見直しまでの中期的なスケジュール

- 第四次環境基本計画は、平成24年4月27日に閣議決定された。
- 平成25年から平成28年まで毎年、合計で4回、点検を実施する。
- 計画を策定した平成24年から5年が経過した時点(平成29年)で計画内容の見直しを行い、計画変更の必要性について検討を行う。

今後の点検予定について、現時点の想定は以下のとおり。

※個別計画の改定スケジュールや時々の事情を踏まえ変更あり得る。

重点分野名等	25	26	27	28	備考
①経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進					
②国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進	○	○	○	○	
③持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進					
④地球温暖化に関する取組		○		○	今後、新たな地球温暖化対策計画を策定予定。
⑤生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組		○		○	「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成24年9月閣議決定)あり。
⑥物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組		○		○	「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月閣議決定)あり。
⑦水環境保全に関する取組	○		○		
⑧大気環境保全に関する取組	○		○		
⑨包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組		○		○	WSSD2020年目標達成のための「SAICM国内実施計画」(平成24年9月策定)あり。 今後、平成27年の第4回国際化学物質管理会議(ICCM4)に向けて、平成26年に点検予定。
「復旧・復興」(平成25年)、「汚染回復等」(平成26年)	○	○	○	○	

## 2. 平成26年度の第四次環境基本計画（生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組）のスケジュール

毎年の点検は、①点検方法等の審議、②関係府省の自主的な点検等、③中央環境審議会（総合政策部会及び各重点分野の関連部会）による点検の手順で行う。

①点検方法等の審議（平成25年12月5日 総合政策部会において審議、了承済み）

②関係府省の自主的な点検等（平成26年4月から適宜実施）

③中央環境審議会による点検（平成26年4月頃～8月頃）

### 【平成26年4月頃～8月頃】

- 自然環境部会（4月2日）
  - ・重点検討項目について審議
- 自然環境部会（6～7月頃）
  - ・関係府省ヒアリング等を通じて点検
- 自然環境部会（7月～8月頃）
  - ・点検結果のとりまとめ案について審議

### 【平成26年9月頃～12月頃】

- 総合政策部会において点検報告書とりまとめ
- 点検報告書の閣議報告
- 点検報告書の年次報告（白書）や環境保全経費の見積もり方針の調整への反映

### 3. 点検の内容

#### ① 関係府省の自主的な点検

- 関係府省は、各府省の環境配慮の方針に基づく施策の進捗状況について自主的な点検を実施する。
- 自主的な点検の一環として、「重点検討項目（中央環境審議会の関心項目）」については深掘した分析を行い、中央環境審議会に報告する（関係する府省のみ）。

#### ② 中央環境審議会の点検

##### ア. 総合的な点検（総合政策部会）

- 環境基本計画全体の進捗状況について、国民の目からも分かりやすい全般的な評価を行う。その際、総合的環境指標等を活用する。

##### イ. 重点分野別の点検（総合政策部会及び各重点分野の関連部会）

- 第2部第1章の重点分野単位で審議する。事前に「重点点検分野」を指定し、重点的な点検を行う。
- 「重点点検分野」の内容のうち、中央環境審議会として特に関心が高い項目を、事前に「重点検討項目」として指定し、深掘した審議を行う。
- 重点点検分野の審議には重点検討項目に関係する府省も同席し、関係する重点検討項目について報告する。
- これらの点検の際は、各重点分野別の指標、関係府省の自主的な点検、個別計画の点検等を可能な限り活用する。

#### （重点点検分野に関する補足）

- ※ 点検のPDCAサイクル確立の観点から、次の見直しまでに各分野少なくとも2回の点検を実施することを目標とする（事象横断的な重点分野（グリーン経済、国際的取組、地域・人づくり）については、毎年点検を実施）。
- ※ 「重点点検分野」は、個別計画の改定スケジュールや時々の事情を踏まえて確定する。

#### （重点検討項目の選定の際の留意事項）

- ※ 深掘した分析が可能となるよう、各分野2項目程度とし、できるだけ論点を絞った内容となることについて配慮する。
- ※ 選定方法は、第四次計画策定時に、当該重点点検分野の主担当となった委員の意見を踏まえて項目案を作成し、関係府省の意見も勘案して、各部会において審議・決定を行う。
- ※ 報告を求める府省をあらかじめ特定する。
- ※ より深掘した分析に資するため、可能な範囲で、当該重点検討項目に係る指標の分類や相互関係の整理等を行い、指標の動向について分析を行う。